

2016年10月6日 全13頁

雇用の悪化なき最低賃金引き上げは持続可能であるか？

「年収アップ」に2つの山と壁が立ちはだかる

エコノミック・インテリジェンス・チーム
シニアエコノミスト 長内 智

[要約]

- 2016年度の最低賃金の引き上げ幅は全国加重平均で25円と決定され、最低賃金の水準は823円と初めて800円台に乗ることとなった。安倍首相は、最低賃金を将来的に1,000円まで引き上げる方針を示している。最低賃金引き上げの動きは、決して日本に限ったものではなく、世界各国でも同様に観察される。最低賃金引き上げを巡る議論では、低所得者層の賃金底上げを通じて格差を縮小させるという視点も重要である。
- 最低賃金を3%程度引き上げることにより、短時間労働者（女性）の時給を1.7%程度底上げする効果が期待される。労働者の属性によっては、最低賃金の引き上げが年収の増加に必ずしもつながらない点に留意したい。「年収アップ」に立ちはだかる2つの山と壁を取り除くことが今後の課題だと考える。
- 伝統的な経済学に基づくと、完全競争的な労働市場では、政府が最低賃金を引き上げると雇用は減ると想定される。他方、アベノミクスの下で最低賃金が大幅に引き上げられる一方、雇用の改善が続いているという日本の現状は、最低賃金の引き上げが雇用に悪影響を及ぼすという教科書的な内容とかなり様相が異なっている。

はじめに

近年、世界各国で最低賃金を引き上げる動きが活発化している。日本では、安倍首相が最低賃金を年率3%程度のペースで引き上げ、最低賃金1,000円の実現を目指している。最低賃金を政策的に大きく引き上げることに対しては、中小企業の経営や雇用への悪影響を懸念する声も聞かれる。そこで本稿では、こうした安倍政権下における最低賃金引き上げの動向を概観しつつ、その影響や今後の課題について検討する。

まず、過去の政権に比べて最低賃金引き上げに積極的な安倍政権の動向を概観する。次に、最低賃金引き上げによる時給の「底上げ効果」を試算するとともに、「年収アップ」に立ちはだかる2つの山と壁について議論する。また、最低賃金引き上げの負の影響について、企業アンケートや影響率の変化などにより整理する。さらに、現在、最低賃金の引き上げが雇用の悪化をもたらしていない背景と、今後の課題について論じる。

1. 世界的に巻き起こる最低賃金引き上げムーブメント

最低賃金 1,000 円に向けた第一歩

新たな最低賃金が 10 月 1 日から各都道府県で順次適用されている。2016 年度の最低賃金（時給、以下同様）の引き上げ幅は全国加重平均で 25 円（前年度比+3.1%相当）と決定され、最低賃金の水準は 823 円と初めて 800 円台に乗ることとなった。安倍首相は、2015 年 11 月 24 日、低所得者対策や格差対策などの観点から最低賃金を毎年 3%程度引き上げて将来的に 1,000 円まで引き上げる方針を示しており、2016 年度の最低賃金引き上げはその第一歩だと言える（**図表 1**）。25 円という引き上げ幅は、同じ基準で比較可能な 2002 年度以降で最大であり、目標達成に向けて順調なスタートを切ったと評価できる。

振り返ると、安倍政権は、持続的な経済成長の実現のために、2012 年 12 月に発足した当初から最低賃金引き上げを重視する姿勢を示していた。例えば、2013 年の日本再興戦略（成長戦略）の中に「持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備」という表現が入り、その後の成長戦略でも毎回この記載が続いている。さらに、2016 年の成長戦略では、「年率 3%程度」と初めて伸び率の目途を明記した点が注目される。

直近も、安倍首相が 9 月 26 日の第 192 臨時国会の所信表明演説で、最低賃金を 1,000 円まで引き上げる方針をあらためて言明しており、目標達成に向けた強い意志がうかがえる。

図表 1：最低賃金関連の主な出来事

日付	主な出来事
2012年12月26日	第2次安倍政権が発足
2013年6月14日	「日本再興戦略～JAPAN is BACK」(成長戦略)に「持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備」を記載
2013年7月2日	田村厚生労働大臣(当時)が、中央最低賃金審議会に出席して賃上げに向けた審議が行われるように要請
2014年2月12日	米国のオバマ大統領が、連邦政府の契約業者の最低賃金(従来は時給7.25ドル)を2015年1月1日から時給10.10ドルに引き上げる大統領令に署名
2014年6月2日	米国ワシントン州のシアトル市議会が、最低賃金(従来は時給9.32ドル)を段階的に時給15ドルまで引き上げる法案を可決。“Fight For \$15”(最低賃金を時給15ドルに引き上げ)運動の先陣を切る
2014年6月24日	「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」で、「持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備」の記載を継続
2014年7月3日	ドイツ議会が、初めて全国一律の最低賃金導入を定めた法案を採択。最低賃金は、時給8.5ユーロで、2015年1月1日から段階的に導入
2015年6月30日	「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」で、「持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備」の記載を継続
2015年7月23日	安倍首相が経済財政諮問会議で、「政府として、最低賃金の大幅な引上げが可能となるよう、中小・小規模事業者の方々の環境整備やサービス産業の生産性向上に全力を挙げることとする。関係大臣には、最低賃金引上げに向けて、しっかり対応していただきたい」と発言
2015年11月24日	安倍首相が経済財政諮問会議で、「最低賃金を、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていくことが必要である。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指していく」と発言し、関係大臣に対応するよう指示
2016年6月2日	「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」で、「持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備」の記載を継続、「年率3%程度」と伸び率の目途を明記
2016年7月13日	安倍首相が経済財政諮問会議で、最低賃金の年率3%の引き上げに向けて最大限の努力をするよう関係大臣に指示
2016年9月26日	安倍首相が第192臨時国会の所信表明演説で、最低賃金を時給1,000円まで引き上げ、社会全体の所得の底上げを図ると言明

(出所)各種報道、各種資料から大和総研作成

世界各国で活発化する最低賃金引き上げ運動

最低賃金引き上げの動きは、決して日本に限ったものではなく、世界各国でも同様に観察される。例えば、ドイツは2014年7月に初めて全国一律の最低賃金を導入することを決定し、2015年1月から段階的に導入している（前掲図表1）。それまでドイツでは、労使自治を尊重して、法律でなく労働協約によって産業ごとに最低賃金を決めていた。しかし、労働協約の影響力が低下する中で、法律による最低賃金の導入が強く求められたのである。また、堅調な国内経済や良好な雇用・所得環境などを背景に、ドイツの最低賃金は、2017年1月以降、現在の8.5ユーロから8.84ユーロ（+4%）に引き上げられる予定となっている。

米国では、現在、最低賃金引き上げムーブメントが巻き起こっている。米国のオバマ大統領は、2009年の就任以来、連邦最低賃金を引き上げて中間層の底上げに注力する姿勢を示していた。例えば、年初に向こう1年間の施政方針を表明する「一般教書演説」において、最低賃金引き上げに関する内容を盛り込み、その実現に働きかけていた。しかし、現実には、連邦議会の合意が得られず、連邦最低賃金は2009年7月に6.55ドルから7.25ドルに引き上げられて以降、その水準のまま据え置かれている。こうした中、オバマ大統領は、自らの権限で行使できる大統領令（Executive Order）によって連邦機関と契約する企業の最低賃金を10.10ドルに引き上げることにした。この大統領令は、2014年2月に署名され、新たな最低賃金は2015年1月から適用されている。

連邦最低賃金の据え置きが続く一方、州や市など地方自治体は、積極的に最低賃金の引き上げを進めている¹。この背景には、全米各地で“Fight For \$15”（最低賃金を15ドルへと引き上げる市民運動）が活発化していることがあり、すでに最低賃金を15ドルまで引き上げることを決定した自治体が出ている。まず、2014年6月、ワシントン州のシアトル市議会が最低賃金を段階的に15ドルまで引き上げる法案を可決し、“Fight For \$15”の先陣を切った。その後、2014年11月にカリフォルニア州のサンフランシスコ市、2015年5月に同州のロサンゼルス市が続いた。2016年4月には、カリフォルニア州知事が州の最低賃金を2023年までに15ドルへと引き上げる法案に署名し、ワシントンDCの地方議会も同年6月に最低賃金を15ドルまで引き上げる法案を承認した。

こうした世界各国で見られる最低賃金引き上げの動きには、ポピュリズム（大衆迎合主義）政治の台頭が影響している側面がある。ドイツでは、低賃金の労働移民問題が最低賃金導入の1つの要因となっている。米国に関しては、2016年の大統領選挙などを背景に、国民受けする最低賃金引き上げが大きな焦点になったと考えられる。ただし、これらを短絡的に「国民の人気取り」と結論付けるのは少し早計であろう。ここで思い起こしたいのが世界的な「格差問題」である。近年、多くの国で所得格差が拡大しており、それが経済成長を阻害しているとの研究が複数発表されている。最低賃金引き上げを巡る議論では、低所得者層の賃金底上げを通じて格差を縮小させるという視点も重要である。

¹ 米国では連邦法による全国レベルの最低賃金と、州や市など地方自治体が定める最低賃金が存在する。地方自治体の最低賃金の方が連邦最低賃金より高い場合には、地方自治体の最低賃金が適用される。

2. 最低賃金引き上げによる「底上げ効果」

年率 3%の伸びで 2023 年度に 1,000 円超

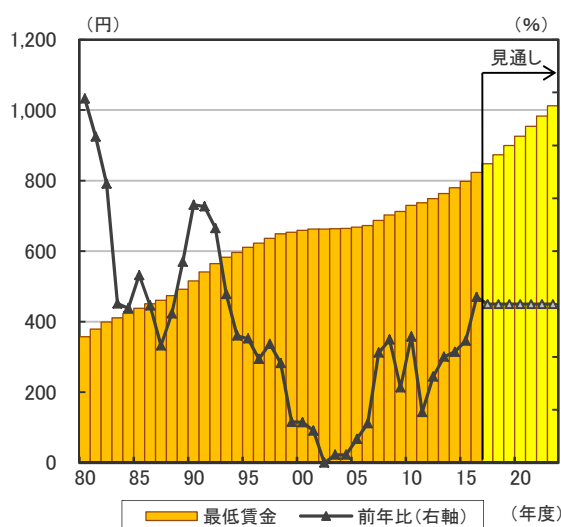
2013 年度以降、アベノミクスの下で最低賃金の増加ペースが速まっており、今後も年率 3%の伸びで増加すると仮定した場合、最低賃金の水準は 2023 年度に 1,012 円と、初めて 1,000 円の大台を超える見通しである（**図表 2**）。それでは、最低賃金引き上げによって、年収はどの程度増えるのだろうか。

図表 3 は、年間労働時間を 1,800 時間と仮定した場合において、最低賃金の増加額と年収との関係を示したものである。この 1,800 時間というのは、1 週間（5 営業日）当たりには換算して 35 時間弱、1 日当たりでは 7 時間弱働くという計算になる。なお、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によると、2015 年の労働者一人当たりの総実労働時間は 1,734 時間であった。また、2015 年度の最低賃金 798 円で 1,800 時間働くと、年収は 144 万円程度となる。

2016 年度は、最低賃金が 2015 年度から 25 円引き上げられることから、年収は 4.5 万円増加する。この数字からは、思ったほど年収は増えないという印象を受ける人が多いかもしれない。しかし、最低賃金は今後も継続的に増加する見込みであることを忘れてはならない。最低賃金 1,000 円という目標が実現した場合、2015 年度（798 円）から 202 円増加する計算になり、その結果、年収は 36.4 万円増加する。

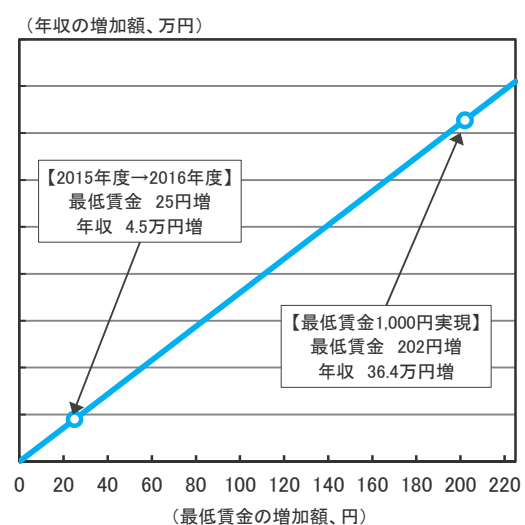
家計の実質的な購買力を考えるならば、当然、物価上昇による実質所得の下押し分を考慮する必要もある。しかし、日本銀行の 2%のインフレ目標と安倍政権の 3%の最低賃金引き上げが共存する世界であれば、実質購買力は年率 1%ずつ継続的に増加することになる。さらに重要な点は、名目ベースで見た最低賃金水準で働く労働者の「所得のパイ」が明確に拡大するという点である。所得のパイを拡大させることは、日本のデフレ脱却および経済再生に対してもプラスに作用する。

図表 2：最低賃金（全国加重平均）の推移



(注) 2016年度以降は年率3%の伸びが続くと仮定。
(出所) 厚生労働省より大和総研作成

図表 3：最低賃金と年収の増加額



(注) 2015年度からの変化。年間労働時間は1,800時間と仮定、
なお2015年は1,734時間(毎月勤労統計調査ベース)
(出所) 厚生労働省より大和総研作成

最低賃金引き上げは地域の経済実態に一定程度配慮

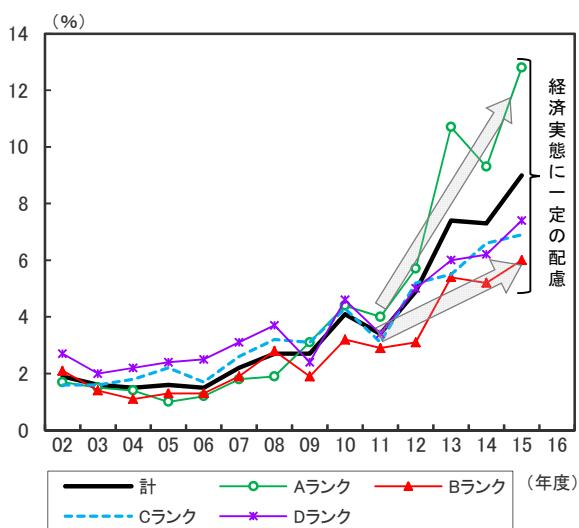
最低賃金の上昇に伴い、最低賃金の影響率が大きく上昇している点に留意したい（**図表 4**）。この影響率とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることになる労働者割合のことである。つまり、影響率の上昇は、直接的に最低賃金引き上げの影響を受ける労働者数が増えていることを意味する。これを企業側から見ると、人件費の増加圧力が高まっていることになる。

都道府県を経済の強さに応じた 4 つのランクに分類して各々の影響率を見ると、影響率の上昇幅は、経済の強い A ランクに比べて他のランクで小さくなっていることが分かる。近年の最低賃金の引き上げでは、こうした地域の経済実態に一定程度配慮した形で行われている様子が見えてくる。一般に、最低賃金引き上げの影響は経済規模の小さな地方ほど大きくなるとみられることから、今後もこうした配慮を続ける必要があると考える。

また、最低賃金の水準は、労働生産性との対比で評価することも非常に重要となる。もし、労働者一人が生み出す付加価値を示す労働生産性に比べて最低賃金の水準が著しく高ければ、人件費が企業収益を圧迫することになり、その結果、企業はリストラなどの人員調整を行う可能性がある。そこで都道府県別の労働生産性と最低賃金の関係を確認することにしよう。

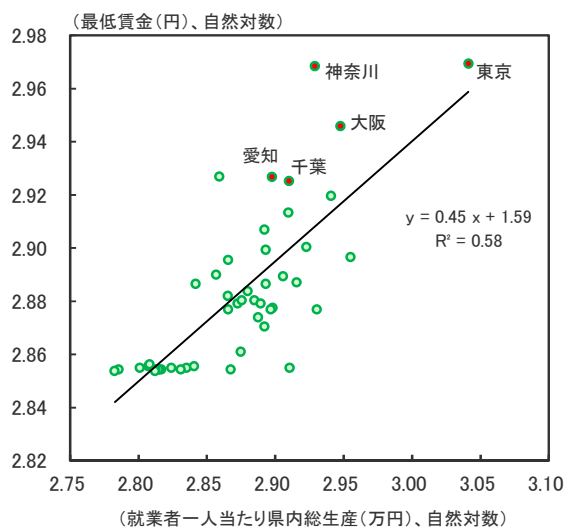
図表 5 は、横軸に労働生産性の指標を示す就業者一人当たり県内総生産、縦軸に最低賃金をとった散布図である。これを見ると、両者に明確な右上がりの関係が確認できる。このため、各都道府県の最低賃金の水準は、おおむね労働生産性に見合っていると見えよう。また、経済の強い A ランク（東京、神奈川、千葉、愛知、大阪）は、いずれも傾向線より上側に位置しており、この背景として、最低賃金引き上げ幅が相対的に大きくなっている（＝影響率が大きく上昇している）影響が指摘できる。

図表 4：最低賃金の影響率（ランク別）



(注1) 影響率とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることになる労働者割合。
 (注2) 最低賃金の引き上げ目安額は、都道府県の経済実態に応じて4つのランクに分けて決められる。最も経済の強いAランクで5都府県、Bランクで11府県、Cランクで14道県、Dランクで17県となっている。
 (出所) 厚生労働省より大和総研作成

図表 5：一人当たり県内総生産と最低賃金



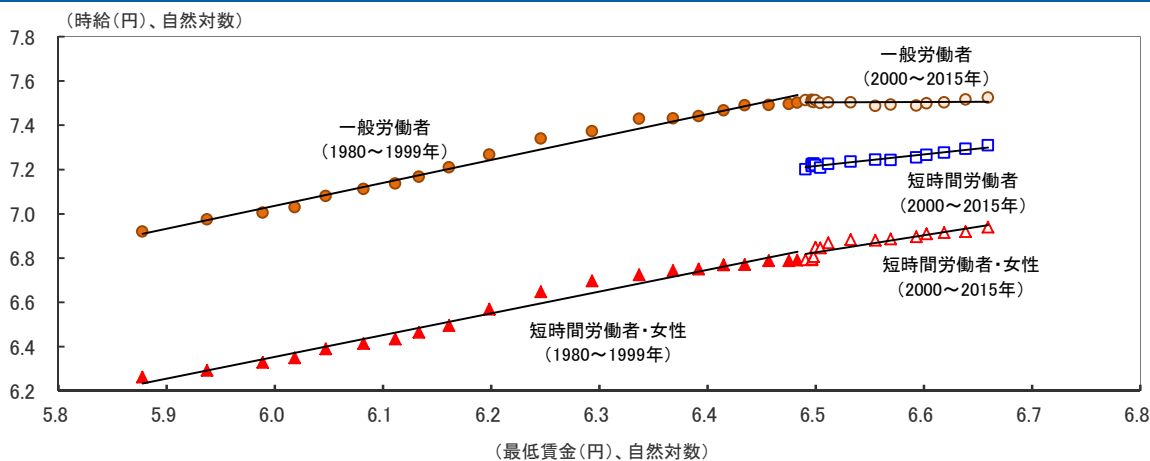
(注) 最低賃金は2016年度、就業者一人当たり県内総生産は2009～2013年の5年平均。
 (出所) 厚生労働省、内閣府より大和総研作成

短時間労働者の時給の底上げ効果を検証

最低賃金引き上げは「底上げ効果」により、間接的に労働者の時給の上昇に寄与すると考えられる。雇用形態別に見ると、1990年代末までは、一般労働者と短時間労働者（女性）のいずれも時給（所定内給与）と最低賃金の間に右上がりの関係が確認できる（**図表6**）。ただし、2000年以降は、短時間労働者（女性および全体）の時給と最低賃金に右上がりの関係が見られる一方、一般労働者の時給と最低賃金には明確な関係が見られない。

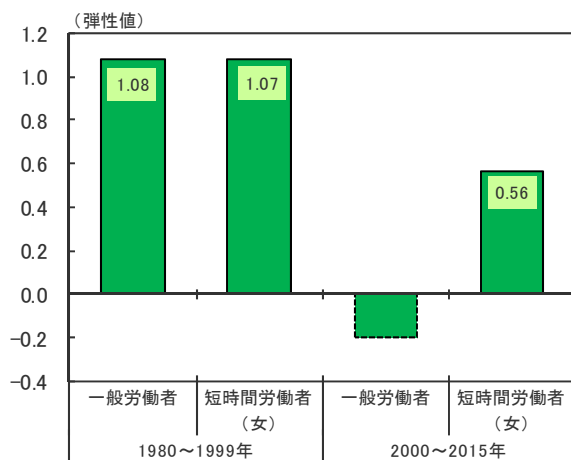
ここで、労働需給の影響などを踏まえた上で、時給の最低賃金に対する弾性値を推計し、時給の「底上げ効果」の規模を検証することにしよう。結果については幅を持ってみる必要があるものの、2000～2015年の関係に基づくと、最低賃金を3%程度引き上げることにより、短時間労働者（女性）の時給を1.7%（ $=3\% \times 0.56$ ）程度底上げする効果が期待される。

図表6：最低賃金と時給（所定内給与）の関係



(注1)時給の変化は、最低賃金の効力発生後に生じるという関係があるため、時給のデータは1年後のものを利用している。
 (注2)一般労働者の時給は、所定内給与を所定内時間で除したものの。
 (出所)厚生労働省より大和総研作成

図表7：時給（所定内給与）の最低賃金に対する弾性値



(注1)時給の変化は、最低賃金の効力発生後に生じるという関係があるため、時給のデータは1年後のものを利用している。
 (注2)一般労働者の時給は、所定内給与を所定内時間で除したものの。
 (注3)弾性値は最低賃金が1%変化した場合に時給が何%変化するかを示したものの。
 (出所)厚生労働省、財務省より大和総研作成

<推計式について>

①一般労働者

$$\ln(\text{時給}t) = \text{定数ダミー} + \alpha \ln(\text{最低賃金}t_1) + \text{係数ダミー} \times \beta \ln(\text{最低賃金}t_1) + \gamma \ln(\text{経常利益}t_1) + \delta \text{失業率}t$$

* 失業率は5%有意、その他は1%有意
 * 2000～2015年の最低賃金の期待される符号条件を満たさず。正の相関関係が喪失し、説明力がなくなったと考えられる。

②短時間労働者（女）

$$\ln(\text{時給}t) = \text{定数ダミー} + \alpha \ln(\text{最低賃金}t_1) + \text{係数ダミー} \times \beta \ln(\text{最低賃金}t_1) + \gamma \ln(\text{経常利益}t_1) + \delta \text{女性の失業率}t$$

* 経常利益は有意とならず、その他は1%有意
 短時間労働者は企業業績以外の要因が強いことから、有意とならない結果の方が実感に近いと考えられる。

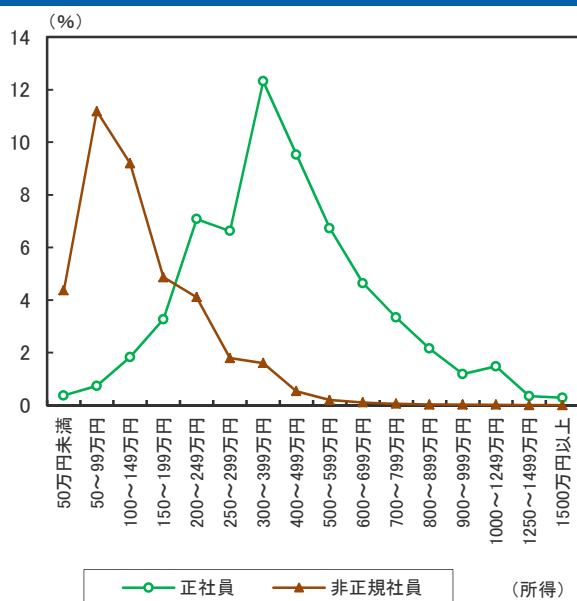
「年収アップ」に立ちはだかる2つの山と壁

労働者の属性によっては、最低賃金の大幅な引き上げが年収の増加に必ずしもつながらない点に留意したい。具体的には、いわゆる「103万円の壁」と「130万円の壁」を年収の上限として働いている主婦などを中心に、時給が増えた分だけ労働時間を減らして年収の壁を超えないように調整する可能性が高い。この「103万円の壁」とは、世帯主が配偶者控除の恩恵を受けられるように、配偶者が年収を103万円以下に調整する行動に由来しており、「130万円の壁」とは、社会保険に加入して保険料を徴収されないように年収を調整する行動のことである²。

日本では、正社員と非正規社員との所得格差が大きく、両者の所得分布を並べると「2つの山」が存在する（図表8）。さらに、男女別に見ると、非正規社員の山は「女性の非正規社員」が形成していることが分かる（図表9）。また、女性の非正規社員の山が「50～99万円」と「100～149万円」に集中しており、「103万円の壁」と「130万円の壁」という2つの壁が強く影響している様子がうかがえる。こうした雇用慣行の下では、最低賃金を引き上げて時給の上昇に働きかけても、労働時間を減らす動きが強まるだけで年収の増加にはつながりにくいだろう。

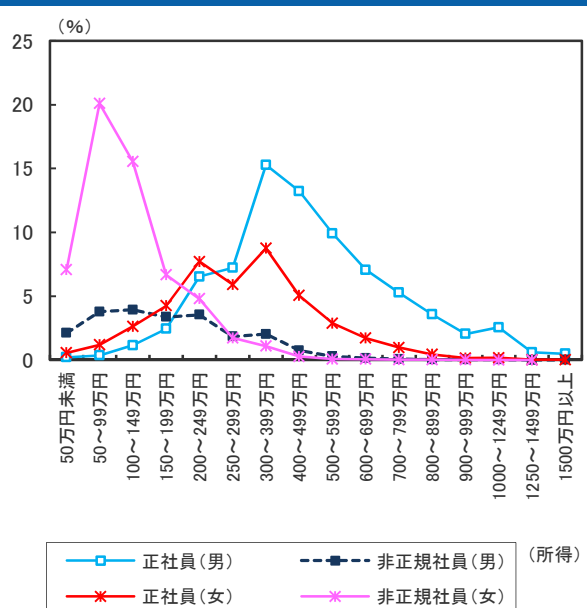
このため、今後の課題としては以下の2点が指摘できる。第一に、女性の非正規社員の山そのものを右側にシフトさせ、2つの壁に影響されにくい働き方に移行することである。例えば、子育てなどの強い労働制約によって非正規社員に留まる女性に対しては、子育て支援制度の一層の充実を通じて正社員化を進めることが重要である。第二は、働き方改革の理念の下で、2つの壁を見直すことである。現在、配偶者控除の見直しの議論が本格化し始めており、多くの世帯の「年収アップ」などの観点から、より好ましい形に変えていくことに期待したい。

図表8：正社員と非正規社員の所得分布
(2012年、男女計)



(注)構成比の分母は「正社員＋非正規社員」ベース。
(出所)総務省より大和総研作成

図表9：正社員と非正規社員の所得分布
(2012年、男女別)



(注)構成比の分母は「正社員＋非正規社員」ベース。
(出所)総務省より大和総研作成

² なお、「130万円の壁」は、2016年10月から特定の条件の下で「106万円の壁」と、壁の高さが引き下げられている点に留意したい。

3. 雇用に対する負の影響が最大の争点

中小企業において事業不安の声

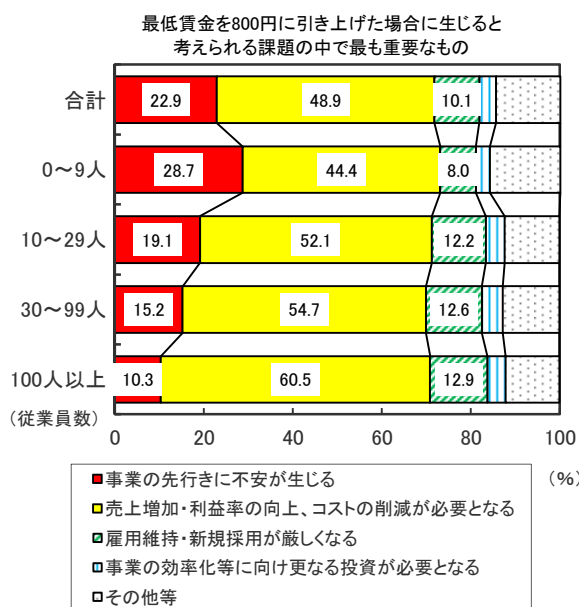
最低賃金の引き上げは、労働者の所得の増加を通じて個人消費を活性化させる側面がある一方で、企業にとって、最低賃金の引き上げは直接的に人件費を上昇させることから、特に地方および中小企業の経営に対して深刻な問題となり得る。中小企業が人件費を抑制するために、リストラなどの人員調整を加速させるリスクもあるだろう。

実際、厚生労働省が2010年に実施したアンケート調査によると、「最低賃金を800円に引き上げた場合に生じると考えられる課題」について、規模の小さな企業ほど「事業の先行きに不安が生じる」という回答が多くなっている点に注意したい（図表10）。さらに、先に見た最低賃金の影響率を事業規模別に見ると、近年、全体に比べ、小規模事業所で大きく上昇していることを確認できる（図表11）。こうした状況下で最低賃金引き上げが続くと、中小企業ほど人件費負担が重くのしかかり、それにより収益が圧迫されることになる。

長期的に見ると、最低賃金の引き上げは、企業収益が改善する中で行われることが大前提でなければならない。企業は、最低賃金引き上げによる負担増という逆風を乗り越えるべく、労働生産性の向上を通じた収益力の強化や成長事業の育成に努めることが重要となる。また、最低賃金引き上げの負の影響が中小企業において大きいことを踏まえると、政府に対しては、中小企業の収益力と生産性を高めるような政策対応が求められる。

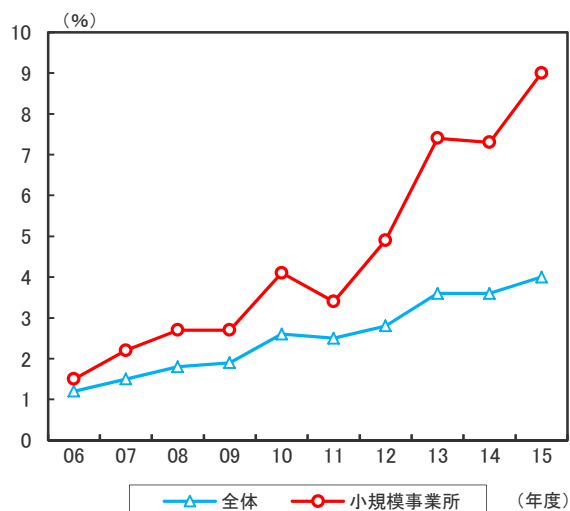
現在、2016年の成長戦略では、「中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等」を図ることが明記されており、2016年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」では、「最低賃金引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する」とされた。

図表10：企業が考える最低賃金の影響



(出所)厚生労働省(2010)「中小企業における最低賃金の引上げの円滑な実施のための調査等事業報告書」より大和総研作成

図表11：最低賃金の影響率（規模別）



(注1)全体は5人未満の事業所を除く、小規模事業所は事業所規模30人未満(製造業は100人未満)。

(注2)影響率とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることになる労働者割合。

(出所)厚生労働省より大和総研作成

これに関連して、厚生労働省は、秋の臨時国会で成立が見込まれる 2016 年度の第二次補正予算において、「最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援事業」として、29 億円を計上している。具体的には、「中小企業・小規模事業者が生産性向上のためにコンサルティングを受けたり、設備・器具等を導入し事業場内の最低賃金を引き上げる場合や、都道府県規模の業界団体等が生産性向上の取組を行う場合、その費用について、補助を行う」というものである。最低賃金 1,000 円の実現を目指す中で、こうした経営力強化・生産性向上の取り組みを着実に進めることが重要である。

負の影響が大きくなりやすい産業

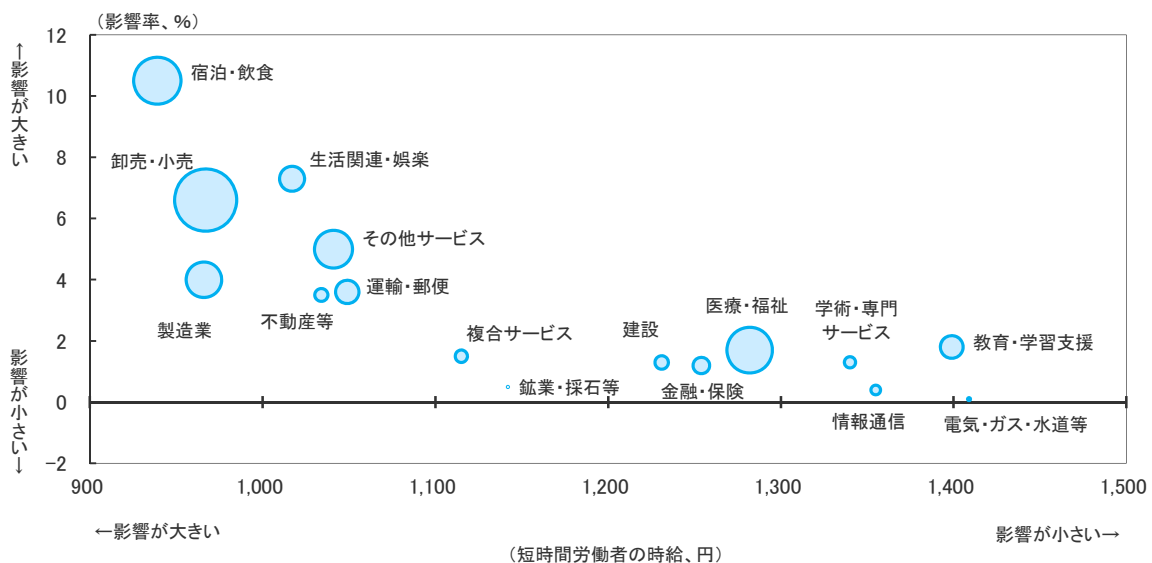
最低賃金引き上げの影響は産業ごとに異なる。大まかな傾向としては、パート・アルバイトなどの非正規社員が最低賃金に近い水準で働いている産業ほど影響が大きくなると考えられる。

図表 12 は、短時間労働者の時給を横軸、影響率（労働者全体）を縦軸にして散布図を描いたものである。この図では、短時間労働者の時給が低いほど、かつ影響率が高いほど、最低賃金引き上げによる影響を受けやすい産業と評価でき、図中の左上に位置することになる。また、各プロットの大きさは短時間労働者数に比例させている。

最低賃金引き上げの影響を受けやすい産業は、「宿泊・飲食」「卸売・小売」「生活関連・娯楽」などのサービス業である。これらの産業では、パート・アルバイトの時給が相対的に低く抑えられており、最低賃金引き上げによって人件費の負担が増加しやすいとみられる。「宿泊・飲食」と「卸売・小売」については、短時間労働者数が多い点も注目される。

これらの産業が人員調整を行わずに人件費の増加に対応するためには、コスト増加分の販売価格への転嫁や、ロボット導入などの省人化投資による労働生産性の向上が重要となる。ただし、企業間の価格競争が厳しい現状を踏まえると、前者は決して容易ではないだろう。

図表 12：産業別の時給、影響率、労働者数（2015 年）



(注1) 丸の大きさは労働者数(短時間労働者)に比例。

(注2) 影響率とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることになる労働者割合。

(注3) 時給と労働者数は暦年かつ短時間労働者、影響率は年度かつ全労働者。

(出所) 厚生労働省より大和総研作成

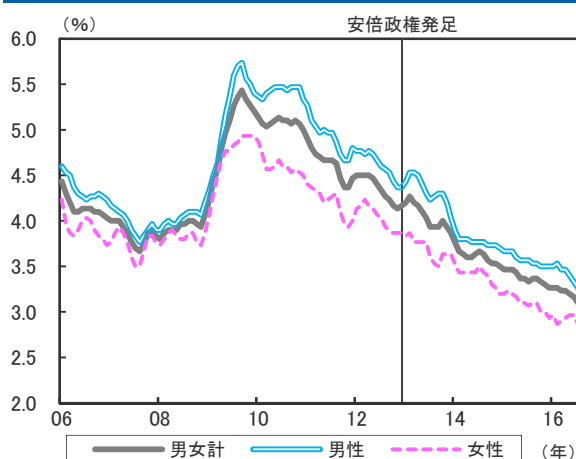
最低賃金を引き上げても雇用環境は改善

最低賃金引き上げを巡る議論における最大の争点は雇用への影響であろう。伝統的な経済学に基づくと、完全競争的な労働市場では、政府が最低賃金を引き上げると雇用は減ると想定される。また、低技能労働者や若年労働者の賃金が高技能労働者よりも相対的に割高となりやすいため、彼らの雇用機会の減少も懸念される。

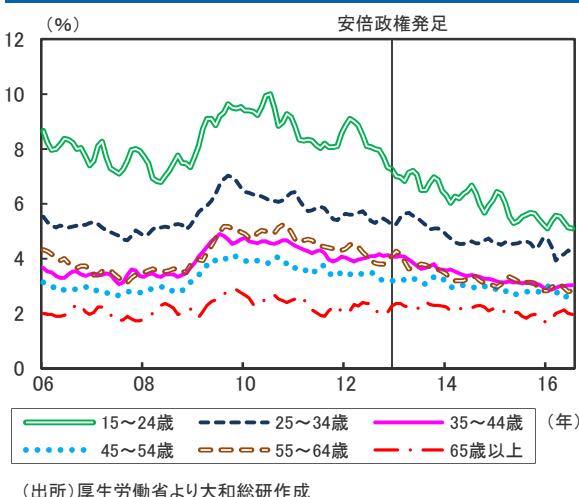
海外の研究動向を見ると、最低賃金引き上げが雇用に大きな悪影響を与えるという立場と、そうでない立場で激しい議論が続けられており、いまだ明確な決着はついていない。他方、日本では、悪影響を与えるという研究結果の方がかなり多い印象である。それでは、近年、最低賃金が引き上げられる中で、雇用環境はどのように変化しているのだろうか。

日本では、最低賃金が上昇する中でも雇用環境の改善が進んでおり、マクロ的に見ると、最低賃金上昇に伴う人員調整の動きはまだ顕在化していない。実際、日本の失業率を男女別・年齢階級別に見ると、アベノミクス以降、すべての層で改善傾向が続いていることを確認できる（**図表 13**、**図表 14**）。マイナスの影響が出やすいと考えられる若年層（15～24歳）についても、失業率は振れを伴いながら着実に低下している。

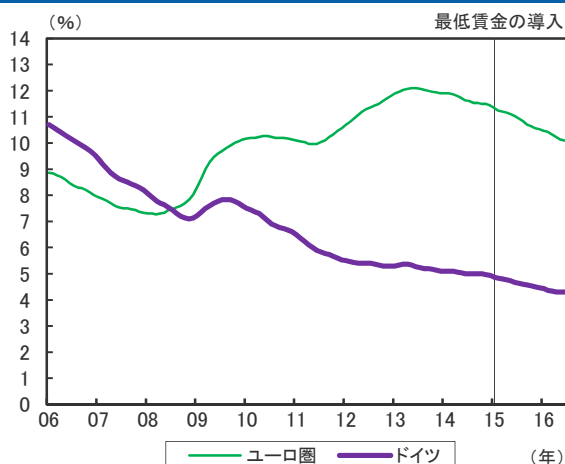
図表 13：男女別の失業率（3MA）



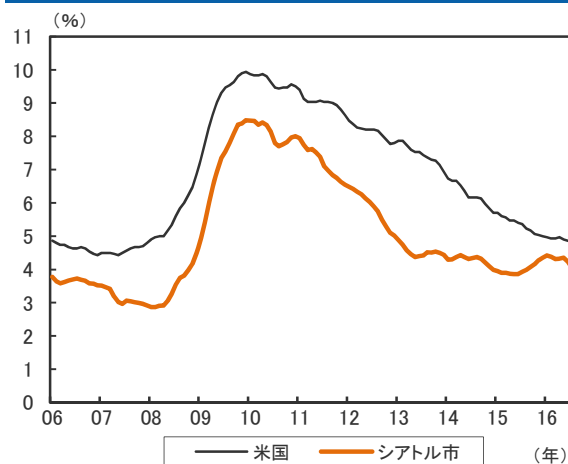
図表 14：年齢階級別の失業率（3MA）



図表 15：ドイツと EU の失業率（3MA）



図表 16：米国の失業率（3MA）



海外に目を向けると、2015年に全国一律の最低賃金を導入したドイツでは、堅調な経済などを追い風に、同年の失業率の低下ペースは前年よりも速まった（図表15）。他方、最低賃金を段階的に15ドルまで引き上げている米国のシアトル市について確認すると、失業率が2015年半ば以降、短期的に上昇している点が少し気になる。ただし、その後は再び改善傾向に戻っており、全米と比較しても低水準で推移している（図表16）。

以上のような国内外の失業率の動向を踏まえると、最低賃金の引き上げが雇用を直ちに悪化させるとは言えないだろう。当然、最低賃金を引き上げなければ、雇用の改善が今よりも速く進んだという意見もあり得る。しかし、国民生活にとっては、雇用の改善だけよりも、雇用の改善と賃金の上昇が同時に進行している状況の方がより好ましいと考えられる。

なぜ雇用が悪化しなかったのか？

それでは、日本で最低賃金を引き上げる動きが強まる中で、なぜ伝統的な経済学が指摘するような雇用の悪化が顕在化しないのだろうか。検討すべき主な論点として、①最低賃金引き上げによる所得の底上げ効果が景気に対してプラスに作用した、②完全競争的な労働市場という前提条件が成立せずに最低賃金が適正水準よりも低く抑えられていた、③企業収益・生産性見合いの引き上げ幅であれば雇用への影響は限定的なものに留まる、という3つが指摘できる。

まず、2015年の内閣府資料の試算値を基に最低賃金引き上げによる総雇用者所得への影響を確認しよう。その試算結果によると、最低賃金を20円引き上げると総雇用者所得が700～900億円増加することになる³。2015年のGDP統計ベースの雇用者報酬が255兆円であることを勘案すると、所得の直接的な押し上げ効果は小さいと評価できる。このため、①は、現状にあまり当てはまらないと考える。

次に、近年、リーマン・ショック後の急激な景気悪化などを背景に、労働者より立場の強くなった企業が労働市場において価格支配力を持ち、本来あるべき水準よりも賃金を低く抑えていた可能性が指摘できる。企業の事業環境が非常に厳しく、大規模なリストラを余儀なくされる中、労働者の立場が相対的に弱くなっていたというのは、実感としてさほど違和感はないだろう。この場合には、完全競争的な労働市場という前提条件が成立せず、最低賃金の引き上げは必ずしも雇用に減少にはつながらない。

さらに、景気回復に伴い企業収益と生産性の改善が続く状況であれば、それに見合っただけで最低賃金が引き上げられる限り、企業は人件費増加分を吸収して利益を維持できる。実際、日本企業の経常利益（法人企業統計）は、2013～2015年度まで3年連続で過去最高益を更新しており、全体で見ると最低賃金引き上げの影響は十分吸収可能だと考える。加えて、国内景気の回復を背景に、非製造業を中心に労働需給がタイト化していることも雇用の追い風となっている。

³ 内閣府（2015）「最低賃金について（平成27年7月23日）」。また、経済財政諮問会議（2016）「今後の経済財政運営と2016年後半の経済財政諮問会議の課題（参考資料）（平成28年7月13日）」では、最低賃金を24円引き上げると、総雇用者所得が約1,100～1,300億円増加すると試算されている。

最後に、アベノミクスの下で最低賃金が大幅に引き上げられる一方、雇用の改善が続いているという日本の現状は、最低賃金の引き上げが雇用に悪影響を及ぼすという教科書的な内容とかなり様相が異なっている。3年ほど前を振り返ってみると、最低賃金の大幅な引き上げは雇用に悪化させるというネガティブな見方が多数を占めていたが、結果として、その懸念は杞憂であったと言える。こうした最低賃金と雇用の関係については、今後、アカデミックな実証研究などを通じて、より詳細な分析が行われることに期待したい。

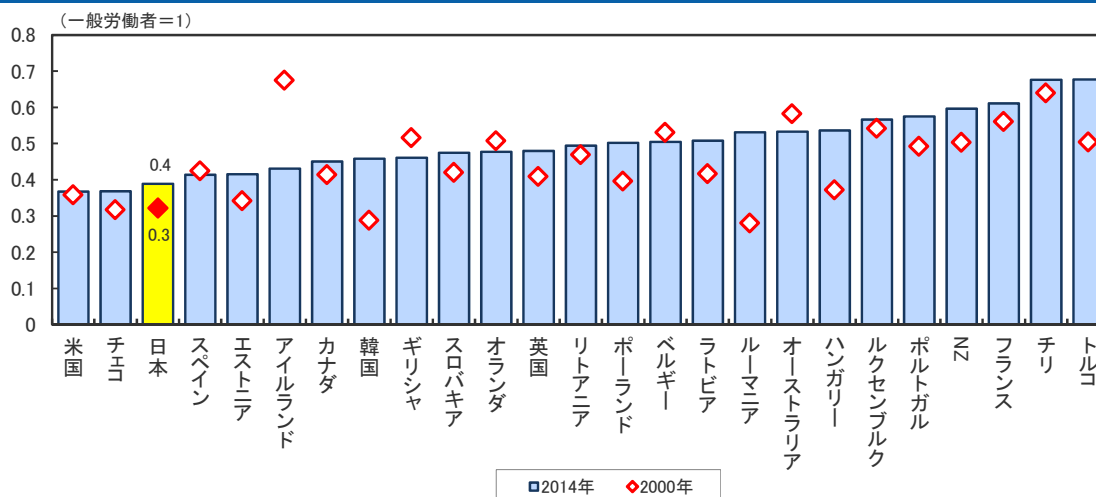
おわりに～今後の最低賃金引き上げについて

国際比較を通じて、今後の最低賃金の引き上げ余地について検討しよう。国際的に見ると、日本の最低賃金の水準は、一般労働者の賃金水準に比べて決して高いと言えない（**図表 17**）。この結果については幅を持ってみる必要があるものの、国際比較の観点からは、格差対策や所得底上げのために最低賃金引き上げを続けることにも一定の妥当性があると考えられる。さらに、最初に確認したように、海外においても、格差是正のために最低賃金を引き上げる動きが強まっており、最低賃金引き上げは日本特有の政策対応でない点も指摘しておきたい。

また政府が経済再生とデフレ脱却を目指し、持続的な経済成長と緩やかな物価上昇を実現するのであれば、給与水準が低い層の実質購買力を維持するという観点から、物価上昇に見合った分の最低賃金引き上げは基本的に正しい。仮に、物価が上昇する中で、最低賃金の水準が一定であれば、最低賃金に近い時給で働いている人の生活水準が低下し、厳しい貧困状態に陥る可能性があるためである。こうした貧困層の拡大は、経済成長の阻害要因ともなり得る。

ただし、最低賃金の引き上げは、経済環境や企業収益・生産性見合いで進められるべきであり、無理な引き上げが行われることがあってはならない。2016年の成長戦略では、最低賃金引き上げの際に名目GDPの成長率に配慮するという、言わば「景気条項」が付けられており、それを適切に発動させることも重要な課題となろう。加えて、政府には、最低賃金上昇の影響を強く受ける地方および中小企業の収益力と生産性を高めるような政策対応が求められる。

図表 17：一般労働者の平均賃金（中央値）に対する最低賃金の比率



(出所) OECDより大和総研作成

<参考文献>

- 大竹文雄（2013）「最低賃金と貧困対策」RIETI Discussion Paper Series 13-J-014、経済産業研究所
- 大竹文雄、川口大司、鶴光太郎（2013）『最低賃金改革 ― 日本の働き方をいかに変えるか』日本評論社
- 長内智、岡本佳佑（2016）「アベノミクス下で見られる賃金の特徴と今後の課題～好循環の再起動に向けて～」『大和総研調査季報』、2016年1月新春号、Vol. 21
- 川口大司、森悠子（2009）「最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響」『日本労働研究雑誌』、2009年12月号、No. 593、労働政策研究・研修機構
- 厚生労働省（2010）「中小企業における最低賃金の引上げの円滑な実施のための調査」
- 鶴光太郎（2013）「最低賃金の労働市場・経済への影響 ― 諸外国の研究から得られる鳥瞰図的な視点―」RIETI Discussion Paper Series 13-J-008、経済産業研究所
- 樋口美雄、佐藤一磨、小林徹（2011）「最低賃金引き上げの経済効果：パネルデータによる分析」KEIO/KYOTO GLOBAL COE DISCUSSION PAPER SERIES、DP2011-025
- 労働政策研究・研修機構（2011）『最低賃金の引上げによる雇用等への影響に関する理論と分析』資料シリーズ、No. 90.
- 労働政策研究・研修機構（2013）「最低賃金と企業行動に関する調査 ― 結果の概要と雇用への影響に関する分析」